

株式会社コスモワーク

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

行動計画

【計画期間】 2022年4月1日～2024年3月31日

【目標】 年次有給休暇の取得日数を20%以上向上させる

【実施時期・取組内容】

2022年4月～ 法定年5日取得を早期に取得させることで、年次有給休暇の年間取得日数を20%以上向上させる。

2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況をタイムリーに管理する仕組みを構築し、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者(管理監督者を含む)に対し、法定年5日取得の早期取得を促し、取得が進まない者には時季指定を行い計画的に取得させ、取得日数を向上させる。